

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

コロナ不況を民商の知恵と力で乗り越えよう！！

「税額を記載した売上帳が必要なの？」とまどい広がる …「感染防止対策協力金申請（1/21～3/6）説明会ひらく

3月25日(金)午後1時から「1月21日～3月6日」までの「愛知県感染防止対策協力金」申請についての説明会を行い、16人が参加しました。

今回の協力金については、申告書や店の内観、外観、メニューの写真などのほかに「売上帳簿」が求められ、しかも「帳簿には、年月、税額を必ず記載してください」とされています。消費税の免税業者の場合も、税額が必要なのか、コールセンターに問い合わせたところ、「すべての方に記載していただいている」との回答だったことを説明すると「消費税なんてもらってないのに、どうして書かないといけないの?」「税抜き計算なんてわからない」と参加者から疑問の声が上がりました。2022年1月以降の新規開業の会員が、コールセンターに電話して「開業したばかりで免税事業者だが、それでも税額の記載が必要なのか」と問い合わせたところ、後日「税額は書かなくてもいいです」と回答をもらったことも報告。事務局長から「愛商連として愛知県に対し申し入れ、下限額での申請の場合、過去の参照月の帳簿は省略してもいいことになった。皆さんが、それぞれ、『私は免税業者で税額計算ができない』と訴え、その場合どうするかコールセンターに電話してみよう」と提起しました。参加者からは「店内の様子も以前と変わらないのになぜ新しい写真がいるんですか」との質問も。「聞いたところによると、すでに廃業しているのにも関わらず、協力金申請をしていた事例があり、そうした不正を防ぐためだそうです」と説明。用意する書類の多さと、税額記載の売上帳が必要との説明に、参加者はとまどいを隠せない様子。いつもなら、発送用のレターパックを買っていく人が多いのですが、誰も買わず、売上帳をどうするか皆さん思案顔・・・。



新しい会員も参加したため、一言ずつ自己紹介。さっそく「今度、お店に行きますよ」と交流が生まれていました。

愛知県建設業第一グループに申し入れ

3月に入会したAさんは、一次下請けのB工業（株）から請け負った仕事の未払い金を回収したいと民商に相談。元請けは大手ゼネコンでAさんは二次下請けになります。工程表を見て三か月はかかると思われ、当初から「この金額ではとてもできない」と伝えてあったのに「何とかするからとりあえず受け書を出してほしい」と言われ、仕事に着手。その後、不足額が約200万にもなりましたが、B工業に何度も請求したものの、電話にもでなくなり、困ったAさんは10年前にも相談した民商を思い出し、来所。民商から、まず国土交通省中部地方整備局建政部建設産業課へ電話し、話を聞いてほしいと言いましたが「ゼネコンは国の許可だが、一次下請けは愛知県知事許可なので、まず愛知県に話に行かれては」と言われ、3月23日(水)愛知県自治センター2階の「建設業第一グループ」の課長補佐と面談しました。課長補佐は「建設の技術面に問題がある場合なら指導できるが、契約上の問題は、民民の問題なので」と話しましたが、建設業取引の問題は国土交通省からもたびたび適正取引を、と通達が出ているのではないですか」と話すと、「B工業に事情を伺うことならできます」と応えてくれました。B工業に内容証明を送り、ゼネコンへも行くことにしています。

事業復活支援金申請学習会

2月に2回の事業復活支援金学習会を行いました。その後さらに問い合わせが増えています。そこで、下記の通り3回の学習会を開催することにしました。各回定員10人とし、事務所まで電話で申し込んでください

①4月12日(火) 14:00～15:30 ②4月14日(木) 14:00～15:30

③4月14日(木) 19:30～21:00 場所は、民商事務所3階です。